

平成十四年七月十九日受領
答弁第一三三一号

内閣衆質一五四第一三一号

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の実態調査（以下「本調査」という。）は、その対象となつたいわゆる医局に係る大学名及び主任教授名を公にしないとの条件で任意の協力を得て行われたものであるため、大学名及び主任教授名を明らかにすることはできない。

二について

本調査を行ったのは、厚生労働省職業安定局業務指導課及び民間需給調整課の職員計四名である。

三について

本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

四について

本調査の結果により明らかになった事実関係は、本年六月二十八日に厚生労働省職業安定局総務課総括

係長が持参した文書に記載したとおりである。

五について

いわゆる医局については、法令上の位置付けのない任意の組織であり、その態様は様々であることから、その数を把握することは困難であるため、今後調査するいわゆる医局の数が我が国に存在するいわゆる医局の総数に占める割合をお答えすることはできない。